方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の現状(案)	新計画の「施策内容」(案)
地域で支え合い、活躍できる環境整備	障害者就労のさらなる促進	情報提供・相談機能の強化	・就労希望の障害者、雇用を希望する企業に対して、障害者雇用に関する情報及び障害者就労に関する情報の交換や発信を行っているが、十分ではない。	・障害者就労・生活支援センター等を活用し、引き続き障害者向けの職業 相談を実施するとともに、障害者と企業の双方に向けた雇用に関する情 報の発信を強化します。
		就労ネットワークの構築	・障害者地域自立支援協議会就労支援部会において、支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係各所との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。 ・特別支援学校の卒業見込みの生徒を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。 ・一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要である。	・障害者地域自立支援協議会就労支援部会を活用し、ハローワークや障害者就労・生活支援センター、特別支援学校、企業等との連携など、情報共有を図りながら、障害のある方の就労を支援します。
		就労移行支援施設等の活 用		・就労移行支援施設等を活用し、一般就労への移行を促進します。
		個別移行支援計画の活用		・特別支援学校の生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、就労・ 生活支援センターなどが中心となって、障害者・家族・学校・通所施設(福 祉的就労)・企業などが連携し、就労支援を促進します。
		就労定着の推進		・就労定着支援の周知 浸透 を図るとともに、障害者就労・生活支援センターと連携し、一般就労後の定着を推進していきます。
		企業への啓発及び就労・雇 用の拡大	・全ての企業等が障害者法定雇用率を達成しているわけではない。 ・市内企業への障害者雇用の働きかけや、障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等を行っているが、障害者が働くための職場環境の整備は、十分とは言えない。	・障害者法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえて、引き続き市内企業へ障害者雇用の実例等の情報を提供し、障害者雇用への理解及び職場環境整備の促進を働きかけます。 ・障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等により、企業が雇用しやすい環境を引き続き整備します。 ・市役所において、障害者雇用推進担当を設置し、障害者の雇用を促進します。
		通所施設での福祉的就労の促進	・「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市や指定管理者、外郭団体から障害者就労施設等へ物品やサービスの調達を優先的に活用するよう促しており、今後も継続的に発注を促進し、就労の機会の拡充を図る必要がある。 ・障害者の工賃アップや就労意欲の向上を目的として、製品の販路拡大や共同開発等に向けたネットワークの強化を図り、さらに取組みを図っていく必要がある。 ・障害者の福祉的就労の機会拡大のため、農福連携の取組み等が必要である。 ・障害特性に応じた就労環境の整備を図っていく必要がある。	・ワークセンターを中心に、民間企業等に対して障害者福祉施設等が提
		雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援	・就労形態の多様化や社会情勢の変化により、重度障害者等の就労機会が増加している。 ・重度障害者等が通勤や職場等において、企業の支援を受けても、なお支障がある場合や自営業者として働く場合に、必要な支援を受けられないために就業の機会を制限されてしまう現状がある。	・重度障害者等が就労に必要な支援を受け、地域で活躍できるよう、雇用施策とも連携し、必要な制度やサービス等を検討していきます。

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の現状(案)	新計画の「施策内容」(案)
地域で支え合い、活躍できる環境整備	共に学べる学習環境の推進	通常学級における支援の充	・通常学級において支援を必要とする児童・生徒について、心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置、就学支援シートの活用等を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・保育園・幼稚園・小学校等の関係者との連携及び知識の習得を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・特別な支援を必要とする児童・生徒数が増加しており、その背景も多様化・複雑化している。	・通常学級における障害児一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じて、心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置による学習支援を引き続き行います。 ・就学支援シートの活用により、個々にあった支援を提供します。 ・小学校を中心に作成するスタートカリキュラムを活用し、接続期の支援を行います。 ・小中学校におけるマイファイル作成のため、支援が必要な児童・生徒の情報を各学校が保管、引き継いでいくサポートファイルを推進します。 ・総合教育相談の相談員の専門性を高めることにより、保護者や児童・生徒、学校への相談支援を図ります。 ・幼児期も含め、教育・医療・福祉・保健の各分野の関係機関相互の連携体制を強化し、一体的な支援体制を推進します。
		通常学級における障害理解の推進	・教職員等に対し、各種研修等を通じ障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・通常学級の児童に対し、障害理解のためのガイドブックを活用した授業を通じ障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・インクルーシブ教育を推進している。 ・学校において児童・生徒の発達や障害に応じた指導・支援が求められている。	・教職員や子校リホーターに対して、引き続き特別又接教育や障害理解 に関まる無核も行っていきます
		就学前の療育の充実	・就学前の療育ができる機関の整備は行われているが、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備は十分ではない。 ・就学前の障害児に関する相談のニーズが高い。	・就学前の障害児に対し、早期に適切な支援を行うため、療育や、療育機関について周知を図るとともに、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備を促進します。 ・就学前の障害児の療育に関する相談機能の充実を図ります。
		特別支援学級の充実	・特別支援学級の需要が高まっており、さらなる学ぶ環境の充実に取組んでいく必要がある。 ・障害児について、就学前に関係機関が情報共有を行い、就学後の適切な支援につなげているが、さらなる取組みが必要である。	・地域の実情に応じて、知的障害(固定制)学級の新設や特別支援教室拠点校のグループ再編について検討していきます。 ・子どもの特性や障害に応じた適切な指導や、学習の機会を得られるよう教員の育成を図っていくとともに、特別支援コーディネータを中心とした、校内での指導・支援体制の充実を図ります。 ・特別支援学級において、障害児が十分な教育を受けられるよう、合理的配慮の視点を持った施設の整備や、支援機関等の活用を図ります。 ・就学前から関係機関との連携を進め、より適切な支援や、教育内容の充実に引き続き取組みます。
		高等教育の機会の確保	・大学により障害のある学生に配慮した教育環境の整備を進めている が、依然として障害者が高等教育を受ける機会を得るのは難しい。	・障害者の高等教育の機会を確保するため、市内の大学等に障害者の受け入れと、障害に配慮した学習環境の整備を働きかけます。 ・障害者を含む多様な学生への対応について、大学コンソーシアム八王 子に理解を求めていきます。

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の現状(案)	新計画の「施策内容」(案)
地域で支え合い、活躍できる環境整備	共に学べる学習環境の推進	講座・講習を受けるための 環境整備	・市民講座・講習の開催情報と合わせて、障害者に対する講座受講料の減免制度について周知しているが、市民講座等への参加者数は少ない。 ・障害者が社会生活を送る 上で、必要な知識や能力を学習する機会が必要である。 ・市民講座・講習に障害者が参加しやすいよう、会場、設備や資料に工夫を施す等の様々な取組みを行っているが、引き続き障害者への合理的配慮が必要である。	・市民講座・講習の開催情報や障害者に対する講座受講料の減免制度について、引き続き市ホームページ等で情報提供を引き続き行い、障害者の生涯学習への参加機会の拡大を図ります。 ・障害者を対象とした講座・講習を増やすとともに、市民講座・講習においても障害者が参加しやすいよう引き続き合理的配慮に努めます。
		自主的な学習活動を行うた めの場の提供	・各大学等の施設開放状況(図書館施設・運動施設・教室等)について、 大学コンソーシアム八王子のホームページで公開しているが、自主的な 学習を行うための場がさらに必要である。 ・自主的な学習活動を行うための支援が必要である。	・施設の開放状況について、情報提供を行うとともに、大学等に施設開放への協力をさらに働きかけます。 ・障害者が自主的な学習活動を行うためのグループの活動を支援します。 ・自主活動グループを支援するため、講師、指導者等の派遣を進めます。
		重度障害者への大学等修学支援	・重度障害者が大学等において修学するに当たり、必要な支援を受けら れないために修学の機会をを制限されてしまう現状がある。	・重度障害者が大学等において修学するにあたり、大学等が修学支援体制の構築ができるまでの間、学ぶ機会が制限されないよう必要な制度やサービス等を検討します。
	スポーツ・文化芸術活動の推進	イベント等による活動の促進	・障害者のふれあい運動会・障害者のためのプール開放・障害者文化展などを実施しているが、スポーツ、文化芸術活動に取組んだ成果などを発表する機会がさらに必要である。	・安全面に配慮したうえで、市民ボッチャ大会・ボッチャ派遣指導・ふれあい運動会・プール開放・障害者文化展を開催し、障害のある人もない人もスポーツ・文化芸術活動を楽しむ機会を設けます。 ・スポーツ・文化芸術活動に取り組んだ成果発表の機会を設けていきます。